

件名 | 公害の相談における通報者の漏えいについて

(1) 通報者が事業者に訴えられた裁判において通報があったことを市役所の人から教えてくれたとの証言があったが、事実か

原告代理人 被告のことについて聞いていきたいんですけども、被告が通報していたということは知っていましたか。

代表取締役 知っていました。

原告代理人 なんで分かったんですか。

代表取締役 市役所の人から教えてくれてまして、また、ユーチューブで見たことがあります。

原告代理人 被告は今も通報していますか。

代表取締役 そうです

原告代理人 それは、なんで分かるんですか。

代表取締役 市役所の人から教えてくれました。

原告代理人 それは、どういう内容ですか。

代表取締役 ただ、私たちの騒音がありますと通報しているだけで。

【質問者交代】

被告代理人 被告が通報していることについて、知った経緯について、先ほど市の職員から言われたとおっしゃっていましたが、間違いはないですか。

代表取締役 市役所の人から教えてもらったことがありました。

被告代理人 この裁判を起こした後の市役所から、被告が通報しているということを聞いたことはありますか。

代表取締役 そのことについては、その後にはあんまり聞いていません。

※代表取締役は日本語を話せないため、尋問は裁判所が用意した通訳を介しています。



公害の苦情・相談



更新日：2022年04月01日

公害問題でお困りの方はご相談ください

市では、建築・解体工事現場などから発生する「騒音」・「振動」、野焼き等によって発生する「煙・悪臭」、工場等からの「騒音」・「振動」・「悪臭」などの公害に関する相談を受け付けています。

また、総務省の公害等調整委員会や埼玉県の公害審査会では、公害紛争の処理を行っています。

市の対応

内容に応じて発生源の調査や指導等を行います。

相談の際には、相談者の住所、氏名、連絡先のほか、お困りの内容を具体的にお知らせください。（相談者の情報を相手方に伝えることはありません。）

個人の住宅からの騒音・振動については、当事者間の話し合いで解決していただくようお願いします。

民事上のトラブルに介入することはできませんので、無料法律相談等で専門家にご相談ください。

[公害紛争の解決（埼玉県）](#)

[公害等調整委員会（総務省）](#)

件名1 公害の相談における通報者の漏えいについて
(2) 住民から通報を受けた場合に市が取るべき対応について



1. 苦情等の発生

騒音測定を行う端緒は、苦情等の発生や法令基準違反など、いろいろ考えられる。特に苦情の場合は、対応によっては、いたずらに「感情問題」に発展してしまうこともあり、丁寧な対応や必要な情報の開示に留意しなければならない。

2. 予備調査

①音源の探査、②音の状況、③伝搬の状況、④被害等の状況

3. 測定計画の策定

4. 騒音測定

①敷地境界での状況、②被害者宅での状況

5. 詳細測定

①騒音の特性、②騒音の時間的変動、③騒音の空間的分布

6. 対策目標の設定

①法令の基準、②許容できる限度

7. 対策の実施

①音源での対策、②伝搬経路での対策、受音点での対策

8. 結果の確認

(出典)『騒音規制の手引[第3版]』公益社団法人日本騒音制御工学会編、技報堂出版

件名2 地域の足(移動手段)の確保策について

(1)喫緊の課題と考えるが市長の見解は

令和5年度公共交通に関するアンケート結果(抜粋)
回答457世帯

| | | |
|---|----------------|------------|
| 主な外出について、市内における主な移動手段は何ですか。 | 自分で運転 | 243 |
| | 自転車 | 81 |
| | 徒歩 | 52 |
| | 家族の送迎 | 38 |
| デマンドバスを利用したことがありますか。 | ある | 59 |
| | 登録のみ | 25 |
| | 未登録・利用なし | 357 |
| 本市のデマンドバスについて予約が取りにくいという意見がありますが、どのようなサービスを望みますか。 | コミュニティバス | 68 |
| | タクシー補助券 | 171 |
| | 障がい者等が優先乗車できる | 46 |
| | デマンドバス増設 | |
| | その他 | 32 |
| | 無回答 | 48 |

シニアの外出・移動のニーズに関するアンケート調査(R6.2) 回答593名

| | | |
|-----------------------|------------------|------------|
| 現在生活の上で外出や移動に困っていますか？ | 困っている | 96 |
| | 困っていない | 198 |
| | 特に感じない | 101 |
| | 3~5年後に不安 | 269 |
| | 7~10年後に不安 | 113 |
| どのような外出や移動に困っていますか？ | 買い物 | 329 |
| | 通院 | 360 |
| | 地域活動 | 147 |
| | 旅行(日帰り含む) | 70 |
| | その他余暇活動 | 61 |

『北本市デマンドタクシー（仮称）導入検討資料』から
 令和6年度第1回北本市地域公共交通会議（令和6年10月21日）

| <p>導入検討の背景</p> | <p>昨今、高齢者の方々から市内に交通手段がないとの声が多く寄せられている。路線バスの減便、駅前待機しているタクシーの不足、デマンドバスの予約が難しいといった公共交通に対する苦言も寄せられている。 以上のような市民の声に対して、公共交通を補完する手段として、鴻巣市が運行している「ひなちゃんタクシー」を参考として、導入に向けて検討を始めたところである。なお、本市がすでに運行しているデマンドバスの帰りの足に利用できるなど一定の効果が期待できる。</p> | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|--------|------|----------|------|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|----------|--------|
| <p>デマンドタクシー事業内容（案）</p> | <p>本格運行ではなく実証実験として運行する。 予約なし、乗合なし。登録証提示を行い、降車時に割引運賃を支払う。 運行・受付時間：8:30～17:00土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）運休 利用制限：今後検討 共通乗降所：設置せず 対象者：年齢80歳以上 運行エリア：市内</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>協議事項</p> | <p>導入の可否、利用料金体系運行エリア、利用制限</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>利用料金体系（案）</p> | <table border="0"> <thead> <tr> <th>タクシー料金</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,000円未満</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>2,000円以上～3,000円未満</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>3,000円以上～4,000円未満</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>4,000円以上～5,000円未満</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>5,000円以上</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> | タクシー料金 | 利用料金 | 2,000円未満 | 700円 | 2,000円以上～3,000円未満 | 1,200円 | 3,000円以上～4,000円未満 | 1,700円 | 4,000円以上～5,000円未満 | 2,200円 | 5,000円以上 | 3,000円 |
| タクシー料金 | 利用料金 | | | | | | | | | | | | |
| 2,000円未満 | 700円 | | | | | | | | | | | | |
| 2,000円以上～3,000円未満 | 1,200円 | | | | | | | | | | | | |
| 3,000円以上～4,000円未満 | 1,700円 | | | | | | | | | | | | |
| 4,000円以上～5,000円未満 | 2,200円 | | | | | | | | | | | | |
| 5,000円以上 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | |

令和7年度当初予算への計上は見送り

件名2 地域の足(移動手段)の確保策について
 (2) 地域公共交通計画を早急に策定すべきではないか

| | 地域公共交通会議【公共交通】 | 法定協議会【公共交通に限定されない】 |
|------------|--|---|
| 根拠 設置目的 | <p>道路運送法 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する</p> | <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。</p> |
| 構成員 | <p>①副市長 ②一般旅客自動車運送事業者 ③一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者 ④住民及び利用者の代表 ⑤埼玉運輸支局長の指名する者 ⑥一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者 ⑦前各号に掲げる者のほか、道路管理者、警察関係者、識見を有する者その他の市長が特に必要と認める者</p> | <p>①地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体 ②関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ③関係する公安委員会 ④地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">交通分野だけではなく、まちづくり、観光、医療、福祉、教育、情報、物流等の分野との連携など、地域の課題に対応したメンバーを想定しましょう。</p> |

件名2 地域の足(移動手段)の確保策について
(2) 地域公共交通計画を早急に策定すべきではないか

地域公共交通計画とは…

令和7年2月末時点 全国1125団体、県内33団体が策定

- 地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら作成するマスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)。
- 地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。
- 地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねて作成する。
- 地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを求めている。

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しなが、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による**持続可能な移動手段の確保・充実**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通計画（市町村・都道府県が作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】

（公布：令和2年6月3日、施行：公布から6ヶ月以内）

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

①地域公共交通利便増進実施計画

- 路線等の見直し
- 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進等

②地域旅客運送サービス継続実施計画

- 路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が、関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービス（コミュニティバス、デマンド交通、タクシー、自家用有償旅客運送、福祉輸送等）を導入

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

ダイヤ・運賃等の調整による公共交通サービスの改善

従来の公共交通機関に加え、地域の輸送資源の総動員による移動手段の維持・確保

立地適正化計画

地域公共交通計画

連携

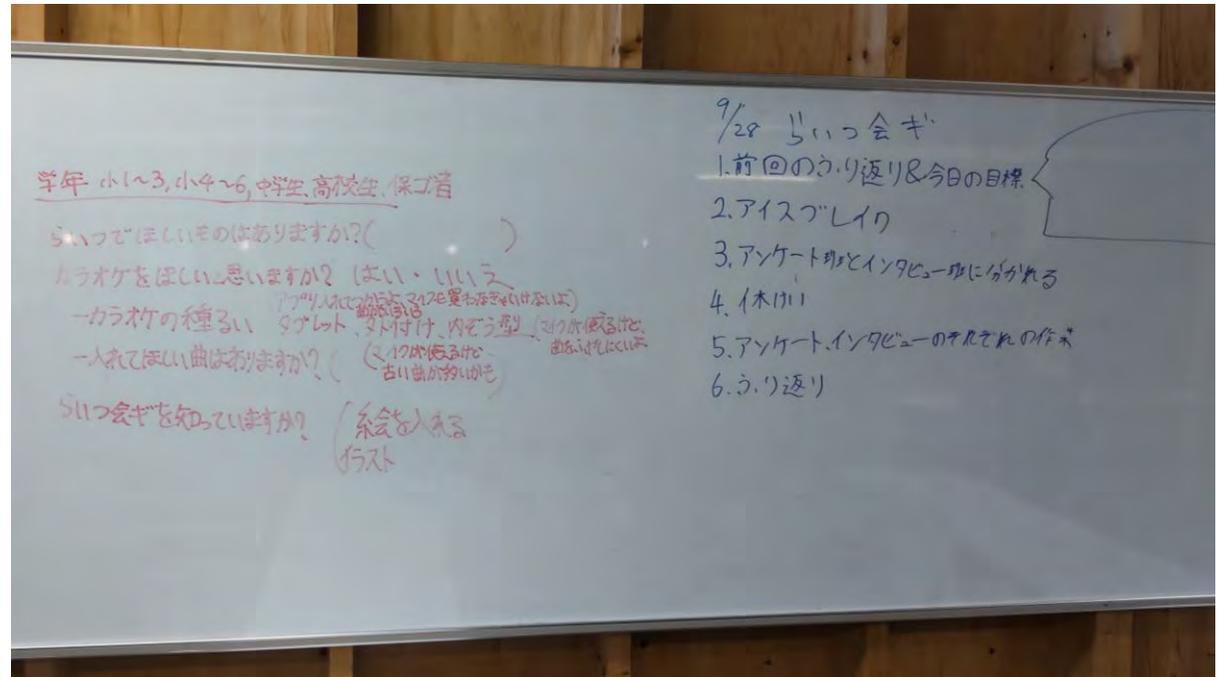
好循環を実現

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実¹⁵

件名3 子どもの居場所の充実について
(1) 児童館等における子どもの声の反映について





ゆったり広場

子どもセンターのシンボル!

自分の家のように使える場所
となるように名前を付けた
一番のこだわりの場所



生館を便へ
逃走中!
楽しかたよ!

コスプレ
アクション
上かき見ん
たよ!

三三三 吳 呈 程

「子ども企画」 にしてみよう!!

子ども企画って何ぞ?!

みんなと〇〇したいな!!

みんなと〇〇したいな!!

イベント当日

〜きかくのれい〜

★今回のイベント名を考えよう!
(できな例-と題の○○
-度相談してみよう!)

★いよいよ企画する
とモたらは?

★場所はどこでやる?
(近所か遠所か、何処か?)

★どのくらいやるの?
(〇〇に〇〇日、〇〇時間! など)

★何に準備する??
(このイベントに必要なのは何か
かかるとは? 何を準備する?)

★いつやるの?
(日にち、時間、曜日?)

★どんなことをやる?
内容自由!
・やりたいことをかいて
みよう!
・楽器、スナック作り、...
こう考えて!を伝えよう!

★だれがやるの?
(どなたか、人、名前、連絡先)

★何に準備する??
(このイベントに必要なのは何か
かかるとは? 何を準備する?)

子ども企画 企画書

2018年10月 2019年10月 2020年10月 2021年10月

2015年10月 2016年10月 2017年10月 2018年10月

2019年10月 2020年10月 2021年10月

2021年10月 2022年10月

2023年10月

件名3 子どもの居場所の充実について

(2) 多様な居場所づくり・居場所の提供について

(仮称)きたもとこどもいきいき未来プラン(案)・抜粋

施策目標2 子どもがたくましく心豊かに育つまち

【評価と課題】

学校教育の充実、家庭教育の充実など、子どもの健全育成に向けた取組を推進し、子どもの意識と生活に関するアンケート結果において、子どもが安心できる居場所として「学校」、「自宅など」が多くを占めました。一方、子どもが安心できる居場所の数が少ない状況となっています。

引き続き、教育環境を充実させるとともに、すべての子どもが年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要です。

2 基本目標

(2)子どもが自分らしく心豊かに育つまち

子どもの様々な体験・交流を促進し、豊かな感受性を育むとともに、多様な子どもの居場所づくりを推進します。

(5)地域で支え合い、子どもと子育て当事者をみんなで応援するまち

貧困及び貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないよう、相談支援、経済的支援及び教育支援の充実を図るとともに、居場所づくりを推進します。

(3) 居場所の提供

子育ての孤立感や負担の解消を図るとともに、養育環境等に課題を抱える家庭や児童等に対して様々な支援を行うことのできる居場所を提供します。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業概要 | 目標指標 (令和11年度) | 担当課 |
|-----|-------------------------------|--|--|--------------------------|
| ① | 地域子育て支援拠点事業 (p.91 参照) | 地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。 | 提供体制 月 1,940 人 | 子育て支援課 |
| ② | 児童育成支援拠点事業 (p.94 参照) | 児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。 | — | 子育て支援課 |
| ③ | (再掲) こども応援ネットワーク会議との連携 | 社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。 | — | 人権推進課 共生福祉課 子育て支援課 |
| ④ | (再掲) 学習支援事業 | 生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援等を行います。 | 学習支援参加者数 35 人 | 共生福祉課 |
| ⑤ | (再掲) 放課後児童健全育成事業 (p.89 参照) | 保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。また、多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、時間延長を検討します。 | 提供体制 (公設学童) 全小学校区 850 人 (民設放課後児童クラブ) 2 か所 | 子育て支援課 |
| ⑥ | (再掲) 放課後子ども教室推進事業 | 地域住民や教員 OB が事業スタッフとなり、市内の各小学校に通学する子どもを対象に、放課後の時間を活用して、地域活動室等において学習や体験、ふれあい活動等を実施します。 | 全小学校で実施 | 生涯学習課 |

(5) 多様な居場所づくり

小学校・中学校、公民館、文化センター、児童館、公園等の各種の公共施設を活用し、子どもの居場所づくりや体験・交流拠点として整備を図ります。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業概要 | 目標指標 (令和11年度) | 担当課 |
|-----|--------------------------|---|--|--------------------------|
| ① | (再掲) こども応援ネットワーク会議との連携 | 社会福祉協議会が開催する子ども食堂、学習支援など経済的に困窮する子どもに対する支援を行う民間団体などが参加することも応援ネットワーク会議において、団体間の連携、情報共有などを行います。 | — | 人権推進課 共生福祉課 子育て支援課 |
| ② | 学習支援事業 | 生活困窮世帯等の子どもに対して、学習教室への参加や家庭訪問を通して、学力の向上、中退の防止、就職に向けた支援等を行います。 | 学習支援参加者数 35 人 | 共生福祉課 |
| ③ | 児童館管理運営事業 | 子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子どもたちに健全な遊び場を与え、制作などの様々な体験ができるイベントを実施します。 | 入館人数 1 日平均 250 人 | 子育て支援課 |
| ④ | 放課後児童健全育成事業 (p.89 参照) | 保護者が労働などで昼間家庭にいない小学児童に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るとともに、子どもの居場所を確保します。また、多様化する保護者の就労状況に対応できるよう、時間延長を検討します。 | 提供体制 (公設学童) 全小学校区 850 人 (民設放課後児童クラブ) 2 か所 | 子育て支援課 |
| ⑤ | (再掲) 放課後子ども教室推進事業 | 地域住民や教員 OB が事業スタッフとなり、市内の各小学校に通学する子どもを対象に、放課後の時間を活用して、地域活動室等において学習や体験、ふれあい活動等を実施します。 | 全小学校で実施 | 生涯学習課 |
| ⑥ | 都市公園の遊具・点検事業 | 指定管理者及び専門家による都市公園の遊具点検を実施します。 | 指定管理者月 1 回 専門家年 1 回 | 都市計画課 |

出典：(仮称)きたもとこどもいきいき未来プラン(案)



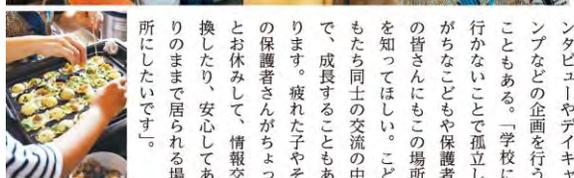
お寺と地域の皆さんで 子どもや独居の家庭を支援。

寺 命院では3年前からフードパントリーを行っている。大護界樹さんが中心となり、北本市社会福祉協議会や地元の民生委員さんの協力を得て、希望世帯に食材などの物資を毎月提供。「最近では近所の方や檀家さんからも野菜や果物、お菓子等をいただくようになりました」と界樹さん。物資を世帯ごとに仕分けするのは民生委員の皆さんだ。「お子さんが段ボールをのぞき込んで嬉しそうに顔をするのが可愛いんです」と話す。利用者の多くは子育て家庭だが一人暮らしのお年寄り等、必要とする人には幅広く応えたいと皆さんは言う。また、「寺子屋ことぶき」では子どもたちの学習支援も行っている。英語などを教える大護礼子さんは、「勉強だけでなくハロウィンやパレインタインのような季節のイベントも一緒に楽しんで、学びや体験の格差を少しでも無くしたいと思っています」と語ってくれた。

フードパントリーことぶき・ 寺子屋ことぶき

フードパントリーことぶき…毎月第2火曜日 毎月第4火曜日 毎月第5火曜日 毎月第6火曜日 毎月第7火曜日 毎月第8火曜日 毎月第9火曜日 毎月第10火曜日 毎月第11火曜日 毎月第12火曜日 毎月第13火曜日 毎月第14火曜日 毎月第15火曜日 毎月第16火曜日 毎月第17火曜日 毎月第18火曜日 毎月第19火曜日 毎月第20火曜日 毎月第21火曜日 毎月第22火曜日 毎月第23火曜日 毎月第24火曜日 毎月第25火曜日 毎月第26火曜日 毎月第27火曜日 毎月第28火曜日 毎月第29火曜日 毎月第30火曜日 毎月第31火曜日 毎月第1水曜日 毎月第2水曜日 毎月第3水曜日 毎月第4水曜日 毎月第5水曜日 毎月第6水曜日 毎月第7水曜日 毎月第8水曜日 毎月第9水曜日 毎月第10水曜日 毎月第11水曜日 毎月第12水曜日 毎月第13水曜日 毎月第14水曜日 毎月第15水曜日 毎月第16水曜日 毎月第17水曜日 毎月第18水曜日 毎月第19水曜日 毎月第20水曜日 毎月第21水曜日 毎月第22水曜日 毎月第23水曜日 毎月第24水曜日 毎月第25水曜日 毎月第26水曜日 毎月第27水曜日 毎月第28水曜日 毎月第29水曜日 毎月第30水曜日 毎月第31水曜日 毎月第1木曜日 毎月第2木曜日 毎月第3木曜日 毎月第4木曜日 毎月第5木曜日 毎月第6木曜日 毎月第7木曜日 毎月第8木曜日 毎月第9木曜日 毎月第10木曜日 毎月第11木曜日 毎月第12木曜日 毎月第13木曜日 毎月第14木曜日 毎月第15木曜日 毎月第16木曜日 毎月第17木曜日 毎月第18木曜日 毎月第19木曜日 毎月第20木曜日 毎月第21木曜日 毎月第22木曜日 毎月第23木曜日 毎月第24木曜日 毎月第25木曜日 毎月第26木曜日 毎月第27木曜日 毎月第28木曜日 毎月第29木曜日 毎月第30木曜日 毎月第31木曜日 毎月第1金曜日 毎月第2金曜日 毎月第3金曜日 毎月第4金曜日 毎月第5金曜日 毎月第6金曜日 毎月第7金曜日 毎月第8金曜日 毎月第9金曜日 毎月第10金曜日 毎月第11金曜日 毎月第12金曜日 毎月第13金曜日 毎月第14金曜日 毎月第15金曜日 毎月第16金曜日 毎月第17金曜日 毎月第18金曜日 毎月第19金曜日 毎月第20金曜日 毎月第21金曜日 毎月第22金曜日 毎月第23金曜日 毎月第24金曜日 毎月第25金曜日 毎月第26金曜日 毎月第27金曜日 毎月第28金曜日 毎月第29金曜日 毎月第30金曜日 毎月第31金曜日 毎月第1土曜日 毎月第2土曜日 毎月第3土曜日 毎月第4土曜日 毎月第5土曜日 毎月第6土曜日 毎月第7土曜日 毎月第8土曜日 毎月第9土曜日 毎月第10土曜日 毎月第11土曜日 毎月第12土曜日 毎月第13土曜日 毎月第14土曜日 毎月第15土曜日 毎月第16土曜日 毎月第17土曜日 毎月第18土曜日 毎月第19土曜日 毎月第20土曜日 毎月第21土曜日 毎月第22土曜日 毎月第23土曜日 毎月第24土曜日 毎月第25土曜日 毎月第26土曜日 毎月第27土曜日 毎月第28土曜日 毎月第29土曜日 毎月第30土曜日 毎月第31土曜日 毎月第1日曜日 毎月第2日曜日 毎月第3日曜日 毎月第4日曜日 毎月第5日曜日 毎月第6日曜日 毎月第7日曜日 毎月第8日曜日 毎月第9日曜日 毎月第10日曜日 毎月第11日曜日 毎月第12日曜日 毎月第13日曜日 毎月第14日曜日 毎月第15日曜日 毎月第16日曜日 毎月第17日曜日 毎月第18日曜日 毎月第19日曜日 毎月第20日曜日 毎月第21日曜日 毎月第22日曜日 毎月第23日曜日 毎月第24日曜日 毎月第25日曜日 毎月第26日曜日 毎月第27日曜日 毎月第28日曜日 毎月第29日曜日 毎月第30日曜日 毎月第31日曜日

平日昼間の学校外の 子どもと大人の居場所。



「なかにわスウクルウ」だ。子どもたちは、外で鬼ごっこをしたり、中で漫画を読んだり、たこ焼きを作ったり、のびのびと過ごしている。「団地は車が入ることも無く、地域の大人たちもときどき相手になってくれるので、安心して遊べる環境です」と明日実さんは言う。まちの大人のインターネットやデバイスなどの企画を行うこともある。「学校に行かないことで孤立しがちな子どもや保護者の皆さんにもこの場所を知ってほしい。子どもたち同士の交流の中で、成長することもあります。疲れた子やその保護者さんがちょっとお休みして、情報交換したり、安心してありのままで居られる場所になりたいです」。

「地域の皆さんにも、こういう場所があるんだってことを知ってほしいです」



自チームのボールを投げてジャックボールとの距離を競う「ポッチャ」。こどもたち同士で白熱することも▶



温かい食事 子どもと親を助きたい。



ひなとま食堂

第1～3金曜日の15:00～18:00
ヘイワールド!! (深井6-87)
※第4・5金曜日は鴻巣人形自治会館
☎514-0935 (田中)
Instagram: @hinatoma.kodomo
★ボランティア・食品等の寄付募集中!



「ヘイワールド!!」で開催する「ひなとま食堂」は、wi・fi完備でイスとテーブルも多くあり、おもちゃを置いて遊べるスペースやパラスポーツ「ポッチャ」の体験もできる。一番の特徴は、受付でおもちゃの10円玉が渡され、お菓子やジュースの買い物に使えること。片付けや宿題をやって見せると、さらに10円が貰える。「与えられるだけでなく、自分で生き抜く力を身につけてほしい。自分のやったことを見てもらえると、こどもも喜ぶんです」と代表の田中沙友里さんは語る。
午後5時半からカレーの提供が始まると、親子や友だち同士でテーブルを囲む姿があらゆりに見られる。一人で来ている子ども、ここで知り合いや友だちを増やして、楽しみながら食事する。
田中さんは、こどものころに家で「飯が食べられず辛い経験をした。今の子どもたちは、温かいご飯をみんなで食べてほしい。この思いでひなとま食堂を立ち上げた。教師や保育士の経験者、警察OB等にボランティアに入ってもらい、こどもと保護者の悩みにも対応できるようにしている。「今通っている子どもたちが中学生、高校生になっても立ち寄れるよう続けたい。困ったことがあったら絶対に力になります。今は、ここに来られない家庭にお弁当を届けるなど、さらなる支援も考えているという。

「悩むならここに来てほしいって思います。この場所は誰かの力になれればと思って作りました」



江藤 幹子さん

こども食堂なんて興味なかった

もともと、こども食堂には全然興味がなかったんです。夫が料理人だから、料理も作ってもらう方でした。

残りの人生、このままゆっくり過ごすのも良いけど、これまでいろんな人にお世話になったから、恩返しをしようかなって。それで、こども食堂についてもう一度考えてみようとして去年の12月に北本市社会福祉協議会に相談に行っただけです。「うちは週1しかできないんですけど」って話したら「十分です」って(笑)。話を聞いて自宅でカレーを作るくらいならできるかもと思って、今年の2月から「みやうち子ども食堂」を始めました。

ここに来る子どもたちは孫みたいなもの。コロナでお休みしたら、こどもたちが「大丈夫だった？」って心配してくれたのが嬉しかったね。だんだん「この子どもたちが成長するまで長生きしたい」って思うようになりました。

今は毎日スマホでレシピばかり調べてます。美味しいものを作って、こどもたちに喜んでもらいたいから。こんなことなら、夫にもっと料理を教わっておけば良かったな(笑)。



みやうち子ども食堂
 毎週木曜日
 お問い合わせください
 ☎ 592-6506 ※要問合せ

こどもの居場所が私にくれたもの

学校でボランティア募集のチラシをもらったのがきっかけで、北本市社会福祉協議会のフードパントリーのお手伝いに参加しました。それから、社協の方に声をかけられて、いろんなこども食堂のお手伝いをしています。

よく参加しているのはすまいる食堂。「高校生のお兄さんも来てるし、ももちゃんも来てみる？」って誘われて。お母さんと一緒にお菓子作りや料理をしたりして、楽しいなって思ってたから、料理を覚えるいい機会だと思って参加しています。初めは包丁も握らせてもらえなかったけど、一緒に料理を作る皆さんや料理人の樋口さん(上写真左端)が優しく教えてくれるので、ずいぶん上達したと思います。

こども食堂のお手伝いに行くようになって、いろんな年代の友だちが増えました。スタッフさんやそこで知り合った同年代の子たちと仲良くなれたし、小さい子どもも可愛くなって思いました。こども食堂は友だちを作る場所って感じです。

ここは友だちをつくる場所

鮎島 ももさん(写真右から2番目)



すまいる食堂
 毎月第2日曜日
 コミュニティセンター
 (本町8-156-3)
 ☎ 048-786-6005
 (保泉) ※要問合せ



雑木林でこどもが自由に遊びを発見する冒険遊び場。

「もり」とこプレーパーク」には決まったプログラムはない。木登りロープやハンモック、シャボン玉液などで遊んだり、たき火の番をしたり、草むらで虫取りをしたりと、こどもたちが雑木林で自由に遊びを発見する。「これもやって良いんだ」「あれもやっていいんだ」と気づくことで、こどもは遊び育っていくんですけど、代表の室伏結子さんは話す。一時休止していた「もり」とこを、室伏さんとプレーワーカー

もりとこプレーパーク

日曜日(月1回)
 10:00~14:00
 直近は10月13日、
 11月9日(土)・10日(日) ※連日
 市民緑地4号(北本宿158)
 冒険あそび村 (Instagram: @moritoko.kitamoto)



の佐々木めぐさんが中心となつて今年の4月から再開した。めぐさんは、「私の役割は遊び場の環境を見ること。こどもが気づけない危険「ハザード」を取り除きつつ、こどもが気づける危険「リスク」は残します。こどもたちがリスクを背負った上で冒険したいという気持ちを大事にしているからです」と語る。それを大人たちが温かい目で見守れば、「こどもが3人いるお母さんに、「公園はこどもから目を離さないけど、「もり」とこは他の親御さんも見守ってくれているから安心して来れます」と言われた時は嬉しかったですね」と室伏さんは話す。大人たちも、たき火で焼くためにマシメマロを持ってきたり、片づけを手伝ったりと、主体的に遊び場づくりを乗りこむようになってきた。そういう人たちが運営にスパカウトしたいと室伏さんは言う。「スタッフを増やして、開催頻度ももっと増やしたいですね。これからは、地域の皆さんとも一緒にこの場所を作っていきたいです」

「つまらないっていう想いも大切。どうしたら楽しく遊べるか、次のヒントにつながるから」

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、年間250日以上開設（要件）
- ▶ 遊びや生活の場の提供（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、保護者が日中家庭にいない児童が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ 学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）
- ▶ 地域住民ボランティア等、多様な参画により実施
- ▶ すべての子供が参加可能（内容等により制限される場合あり）

（出典）地域と学校の連携・協働体制構築事業について（R7.1文部科学省）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

| 〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所) | | 〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所) | |
|---------------------------------|---------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 月 | | 月 | |
| 火 | | 火 | 実施なし |
| 水 | 15:30～18:30 | 水 | 15:30～17:30 グラウンド 余裕教室 |
| 木 | 学校敷地内 専用施設 | 木 | (毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援 |
| 金 | | 金 | 実施なし |
| 土 | 08:30～18:30 | 土 | 10:00～12:00 公民館 (隣接) |
| 日 | 実施なし | 日 | (毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室 |

連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小中学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

市役所が保存している相談記録

| | | | |
|---------------------------------------|-----------|-----------|---|
| <p>令和2年 2020年</p> <p>12/21(月)</p> | <p>被告</p> | <p>原告</p> | <p>10:00 原告 を訪問(職員2人の名前)し、証言人 代表取締役、 氏、 氏と面談する。 氏に挨拶し、騒音・振動苦情についての概要を説明する。社長より、この度は近隣住民や市役所、警察等に多大な迷惑をかけ、申し訳なく思っていると話がある。埼玉県生活環境保全条例規制基準についてのパンフレットを渡し、内容について説明し、基準を超過している場合は、対策を講じてもらう必要があると伝える。社長より、改善対策対応に応じると話がある。また、12/23に騒音・振動測定を行うことを伝える。事業者側より、冬季は営業終了時間が18時ではなく17時半であると指摘を受け、測定を17時半で終了すると伝える。今後も 氏を会社の代理人とするのかと尋ねる。社長がいる間は事業者が対応するが、その後は未定とのこと。 苦情者である被告 氏と話し合うよう促したところ、来日後、14日以内は、外出を控えるよう指示を受けているため、後日 氏宅を訪ねたいが、その際に市に同行してほしいと依頼を受け、12/28にも 氏宅を訪問する方向で調整することになる。なお、社長来日前に一度 氏宅を訪ね、できる範囲の対応をとるので、市や警察への通報及びユーチューブへの動画投稿を控えてほしいと伝え了承を得たが、その後改まっていないと話がある。</p> <p>14:15 氏に電話をする。本日の事業者側と話し合いを行い、苦情についての概要を説明し、規制基準を超過する場合は改善対策が必要であることを説明した。また、社長より 氏宅を訪問し話をしたいとの申出があり、市も同行して12/28に伺いたい、都合はどうかと尋ねる。同居人 氏に相談し、明日以降に返答するとのこと。また、 氏より、 氏を通して話をしているが、問題はないのか。市は別の通訳者を準備するべきではないのか。課長と協議するようにと指摘を受ける。</p> |
| <p>12/28(月) No.1</p> | <p>被告</p> | <p>原告</p> | <p>10:40 原告 を訪問する。社長及び 氏と面談する。事業者側から苦情者側へ 市や警察への過度の通報を控えることやユーチューブへの動画の投稿を中止すること、問題解決のための調整は代理人である 氏を通して行いたいと伝えることを確認する。 氏から依頼を受けた、苦情者側に事業者を追い出したりやり込める意図はなく、問題解決に向けて話し合うことを希望していることを伝える。また、事業者側は、明日から明後日にかけて近隣への挨拶を予定していると話がある。</p> <p>11:00 市職員(職員2人の名前)2名、 社長、 氏の4名で 氏宅を訪問し、 氏及び 氏と面談する。初めに事業者が、社長が来日後14日間を経過していないため、家に上がらずに、簡単な話をするのみで終わらせたい旨伝え、玄関前で面談する。 氏より、騒音・振動の問題が約2年間続いているが、社長はどう思っているのかとの発言があり、社長より謝罪及び解決に向けて努めたいと話がある。 氏より、前従業員の 氏から、前に勤めていた 氏が非協力的であり、それが事態を長引かせている原因であると発言がある。 氏からは、重機使用時間を制限したり、塀に防音工事を施すなど対策を講じているとの回答がある。対して、 氏より、重機使用時間の変更賛同した覚えはないと発言がある。事業者側より、市や警察への過度の通報及びユーチューブへ動画投稿を止めてほしいとの要請がある。 氏より、改善するのが先であり、 が不眠症にかかった診断書もあるとの説明があり、重機の作業位置を 側に移動してはどうか。 へは自分が説明すると提案がある。 氏より、年が明ければ社長が事業所に頻繁に来れるようになり、状況を確認し検討すると話がある。</p> |

10:00 原告 を訪問(職員2人の名前)し、証言人 代表取締役、 氏、 氏と面談する。 氏に挨拶し、騒音・振動苦情についての概要を説明する。社長より、この度は近隣住民や市役所、警察等に多大な迷惑をかけ、申し訳なく思っていると話がある。埼玉県生活環境保全条例規制基準についてのパンフレットを渡し、内容について説明し、基準を超過している場合は、対策を講じてもらう必要があると伝える。社長より、改善対策対応に応じると話がある。また、12/23に騒音・振動測定を行うことを伝える。事業者側より、冬季は営業終了時間が18時ではなく17時半であると指摘を受け、測定を17時半で終了すると伝える。今後も 氏を会社の代理人とするのかと尋ねる。社長がいる間は事業者が対応するが、その後は未定とのこと。苦情者である 被告 氏と話し合うよう促したところ、来日後、14日以内は、外出を控えるよう指示を受けているため、後日 氏宅を訪ねたいが、その際に市に同行してほしいと依頼を受け、12/28にともに 氏宅を訪問する方向で調整することになる。なお、社長来日前に一度 氏宅を訪ね、できる範囲の対応をとるので、市や警察への通報及びYouTubeへの動画投稿を控えてほしいと伝え了承を得たが、その後改まっていないと話がある。

14:15 氏に電話をする。本日の事業者側と話し合いを行い、苦情についての概要を説明し、規制基準を超過する場合は改善対策が必要であることを説明した。また、社長より 氏宅を訪問し話をしたいとの申出があり、市も同行して12/28に伺いたい、都合はどうかと尋ねる。同居人 氏に相談し、明日以降に返答するとのこと。また、 氏より、 氏を通して話をしているが、問題はないのか。市は別の通訳者を準備するべきではないのか。課長と協議するようにと指摘を受ける。

10:40 原告 を訪問する。社長及び 氏と面談する。事業者側から苦情者側へ 市や警察への過度の通報を控えることやYouTubeへの動画の投稿を中止すること、問題解決のための調整は代理人である 氏を通して行いたいと伝えることを確認する。 氏から依頼を受けた、苦情者側に事業者を追い出したりやり込める意図はなく、問題解決に向けて話し合うことを希望していることを伝える。また、事業者側は、明日から明後日にかけて近隣への挨拶を予定していると話がある。

11:00 市職員(職員2人の名前)2名、 社長、 氏の4名で 氏宅を訪問し、 氏及び 氏と面談する。初めに事業者が、社長が来日後14日間を経過していないため、家に上がらずに、簡単な話をするのみで終わらせたい旨伝え、玄関前で面談する。 氏より、騒音・振動の問題が約2年間続いているが、社長はどう思っているのかとの発言があり、社長より謝罪及び解決に向けて努めたいと話がある。 氏より、前従業員の 氏から、前に勤めていた 氏が非協力的であり、それが事態を長引かせている原因であると発言がある。 氏からは、重機使用時間を制限したり、塀に防音工事を施すなど対策を講じているとの回答がある。対して、 氏より、重機使用時間の変更賛同した覚えはないと発言がある。事業者側より、市や警察への過度の通報及びYouTubeへ動画投稿を止めてほしいとの要請がある。 氏より、改善するのが先であり、 が不眠症にかかった診断書もあるとの説明があり、重機の作業位置を 側に移動してはどうか。 へは自分が説明すると提案がある。 氏より、年が明ければ社長が事業所に頻繁に来れるようになり、状況を確認し検討すると話がある。

原告

原告

(3)居場所の提供

子育ての孤立感や負担の解消を図るとともに、養育環境等に課題を抱える家庭や児童等に対して様々な支援を行うことのできる居場所を提供します。

【主な事業】

| No. | 事業名 | 事業概要 | 目標指標 (令和11年度) | 担当課 |
|-----|----------------|--|------------------|------------|
| ② | 児童育成支援 拠点事業 | 児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。 | — | 子育て 支援課 |

(16)児童育成支援拠点事業(新規事業)

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みと確保方策の考え方〕

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施について検討します。

学童として感じていた課題感



- 北本市内には支援が必要な子ども・保護者が多くいる
 - 学童保育を運営する中でも、たくさんの子ども、保護者と関わってきた。
 - 学童だけでは支援しきれない家庭が市内には多く存在している。(困窮・虐待・障がい)
 - 家計の都合で、低学年から留守番を強いられてしまう児童がいる。
 - お弁当を作ってもらえずに、毎日コンビニ弁当を持たされる児童がいる。
 - お風呂に入らず、爪は伸びっぱなしで、放置されている児童がいる。
 - 保護者も仕事が忙しく私生活に余裕がなく。子どもにあたってしまいう親子がいる。
 - 不登校になってしまい、仕事を休む・辞めなくてはいけない現状の保護者がいる。

利用者が増えるにつれ様々な生活課題が浮彫りになってきた。
学童では支援しきれない課題に対し、支援の拡充の重要性を考えてきた。

うさぎっこはうすの支援活動



- 市内外で助けが必要な世帯への独自支援をいち早く実施(北本団地)
 - **子ども食堂の開催** : 困窮世帯の把握や、障がい児の対応不安、親子関係不安で相談増
 - **夏休み学童** : 長期休みの日中の居場所提供と専門的プログラムで子どもの経験を支援
 - **Arc(不登校支援)** : 市内外の不登校児童の居場所から家庭問題や親子関係にも着手
(多様化された様々な不登校理由が存在している。1人1人の居場所提供)
 - **未就学世帯支援** : 保護者の孤独・孤立を解消。地域との繋がりを作り孤立させない地域作り



うさぎっこはうすでは 2年も前から
「児童育成支援拠点事業」内容を実施しています。



(提供) NPO法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ